

占いサイトでのトラブルに注意！

無料のつもりが高額な支払いに・・・

全国の消費生活センターには、占いサイトやアプリに関する相談が年間1,000件以上寄せられており、2019年以降増加しています。特に女性からの相談が多く8割を占めています。高額なお金を支払ってしまうようなトラブルにならないように注意しましょう。



【事例1】

スマートフォンで「無料鑑定」との広告を見て、占いサイトに登録した。その後鑑定士から「無料で鑑定する」とメッセージがあり、私を守ってくれる3つの「徳」を授けてもらえることになった。2つの「徳」は早めに授かったが、最後の一つはなかなか授かることができず、無料期間が過ぎてもやりとりを続けてしまった。毎日のようにギフトカードを買って、メッセージを送信するためのポイントを購入した。4か月で300万円を支払ってしまい、家族から「騙されていないか」と言われて目が覚めた。返金してほしい。

【事例2】

無料占いサイトに個人情報を入力したら、迷惑メールが大量に届くようになった。

あなたが高額
当選している
姿が見える。

【アドバイス】

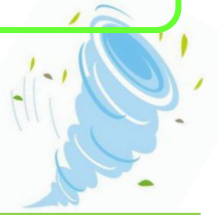
- 無料でも、気軽に「メールアドレス」等の個人情報は入力しないようにしましょう。
- 「あなたには特別な運勢がある」など、自分だけに向けられたと思わせるメッセージが届くことがありますが、安易に返信しないようにしましょう。
- やめたいと申し出ると「鑑定を最後まで受けないと不幸になる」など言葉巧みに引き止められることがあります。相手の言葉をうのみにせず、高額な利用に気を付けて、やりとりをきっぱりやめましょう。
- やりとりの内容は、支払ったポイント料金等の返金を求めるための証拠となります。スクリーンショット等をして保存しておきましょう。
- トラブルにあったと感じた時は、消費生活センターに相談しましょう。



「保険金で修理できます」って本当？

最近、台風・豪雨・地震などの災害が多く発生しています。それに伴い、「住宅修理サービス」に関する相談も急増しています。

代表的な相談の事例は、次のようなものです。



事例① 自己負担ゼロを強調されて屋根の修理を契約したのに、保険の支払い対象外で、全額自己負担になった。

事例② 業者から「古くなったところも台風のせいにして保険金をもらおう」と指示されて外壁を修理をしたが、老朽化による損害は保険金支払いの対象外と言われた。

【 アドバイス 】

- 「損害保険（火災保険や地震保険等）を使えば自己負担なしで修理できる」と言われてもすぐには契約せず、加入している損害保険会社に相談しましょう。
- あわてて契約することなく、複数の事業者から見積もりを取って慎重に契約しましょう。
- うその理由で保険金請求すると、詐欺に加担したことになるおそれがあります。
- トラブルになったらすぐに損害保険協会や消費生活センターに相談してください。



「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※お申込みはホームページから依頼書をFAXするか、まずお電話でお問い合わせを。



9月・10月の無料法律相談会

9月 7日(火) 13:30～15:30

10月 5日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイス^を無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。